

地震防災対策基準

目 次

規 定	
第 1 章	総則
第 2 章	防災体制及び情報伝達
第 3 章	点検及び整備
第 4 章	船舶の運航中止及び避難等
第 5 章	教育、訓練及び広報
第 6 章	津波避難マニュアル（南海トラフ地震）

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 下関港 ～ 釜山港（韓国）航路

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を「津波避難マニュアル」のとおりとする。

(任務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、「津波避難マニュアル」の通りとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、「津波避難マニュアル」のとおりとする。

2 運航管理者と船長との連絡は、船舶電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 運航管理者並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオ又はテレビ等を備え付け常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分に確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、航行中及び着岸中の対応は「津波避難マニュアル」に従い避難及び保安措置を講ずる。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされるとき避難要領については、「津波避難マニュアル」による。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに運航管理者に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、運航管理者は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「船舶非常連絡表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗場等の危険もかんがえられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。
この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 運航管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

第六章 津波避難マニュアル

目 的

「津波避難マニュアル」は南海トラフ巨大地震を受け、旅客船事業者として「大地震」に備え旅客、船員及び船舶の安全を図るため作成し、船員及び陸上職員に周知・徹底するとともに、地震発生時「安全最優先」の原則に基づき、対応可能なものとする。

尚、会社実行中の「SMS マニュアル」及び「安全管理規程」とも整合をはかり実行する。

第一章 大地震における津波の被害想定及び見直し

●大地震として想定するもの

① 南海トラフ巨大地震の確定要素

- ・震源地が南海トラフ
- ・「大津波警報」・「津波警報」又は「津波注意報」が発令、若しくは震度5弱以上の震度の観測

※「関門港自然災害対策委員会」より、「南海トラフ巨大地震に伴う津波の襲来に対する避難・情報伝達等措置に関する「合同指針」（平成25年10月8日）（以下、合同指針と称す）に基づき上記を確定要素とする。

② 他の地震

現在、関門港においては、関門港自然対策委員会における「関門港地震・津波対策（関門港長基準）」が定めてあり、会社としてはその基準に基づき「津波警戒態勢」発令後避難を実施する。

③ 見直し

今後、南海トラフ巨大地震の確定要素が変更となった場合、及び他の大地震に対する備えが必要となった場合は、本マニュアルの見直しを実施する。

●「南海トラフ巨大地震」発生時の初動措置・対策

現状では、下関港国際ターミナルに対する地震の被害想定は未確定であるが、「合同指針」に基づき、本船避難時等の初動措置・対策を確立する。

南海トラフ巨大地震における関門港の津波現象（想定）

- ・津波高：最大4m（TP基準）（細江18号岸壁1.93m）
- ・流速：最大19ノット（潮流+津波）
- ・影響始期（時間）：2時間

会社として、南海トラフ巨大地震（確定要素）の情報を入手次第直ちに本マニュアルに従い避難することを最優先とする。

第二章 情報の収集

●情報収集先

- ①公共放送（テレビ及びラジオ）
- ②地元自治体：下関市防災メール（運航管理者 及び 代行の携帯）
- ③関係機関

担当部署	伝達手段
門司海上保安部	・ 船外マイク・ライトメール（巡視船艇） ・ F A X ・ 電子メール ・ インターネット（ホームページ）
関門マーチス	・ 国際VHF ・ A I S ・ ラジオ放送 ・ 電光表示板 ・ テレホンサービス
第七管区海上保安本部	・ 国際VHF ・ M I C S（沿岸域情報提供サービス）及び 「緊急情報配信サービス」

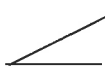
●情報の共有化

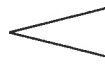
- ・ 南海トラフ巨大地震に関する情報を入手した場合、運航管理者は直ちに電話・無線機等により、本船の動静（旅客等の安否確認を含む）を確認するとともに、本船との間で情報の共有を図る。
尚、運航管理者より連絡が無い場合、船長より連絡を取るものとする。
- ・ 南海トラフ巨大地震に関する情報を入手した場合は、運航管理者の指示に従い、陸上職員は、直ちに電話・トランシーバー・視認等により、待合旅客の待機状況等旅客ターミナルの状況を確認するとともに、陸上職員との間で、情報の共有を図る。
- ・ 又、旅客の出入国審査中であれば、現場関係機関（C I Q）及び荷役中の場合、荷役作業会社（関光汽船㈱・日本通運㈱）との間で、情報の共有を図る。
- ・ 外航定期航路の為、寄港地（韓国釜山）の船舶代理店（釜関フェリー㈱）に情報の提供を実施するとともに共有を図る。

第三章 南海トラフ巨大地震（確定要素）の情報入手後における船舶の動向確認、及び避難行動の設定

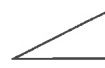
●本船の動向

①航行中

a) 港 外  ①入港前（釜山出港～六連沖の間）
②出港後（六連沖 ～釜山入港の間）

b) 航路内  ①接岸前
②離岸後

②接岸中

a) 乗客乗下船中（荷役含む）  ①下船中
②乗船中

b) 待機中 （乗客・貨物積載無し）

●本船の避難行動パターン（下記を基本とするが、船長の権限と判断に委ねることとする）

①－a－①（入港前）

- ┌ ・六連沖合にて待機し、津波予想等確認
- └ ・韓国へ引返し航海の検討又は実施

①－a－②（出港後）

- ┌ ・六連沖合にて待機し、津波予想等確認
- └ ・韓国向け航海続行の実施

①－b－①（接岸前）

- ┌ ・反転し、六連沖合にて待機し、津波予想等確認
- └ ・韓国へ引返し航海の検討又は実施

①－b－②（離岸後）

- ┌ ・①－a－②（出港後）と同様
- └ ・

②－a－①（下船中）

- ┌ ・直ちに旅客全員を下船させ、六連沖避難のため緊急離岸
- └ ・荷役は途中中断を実施

②－a－②（乗船中）

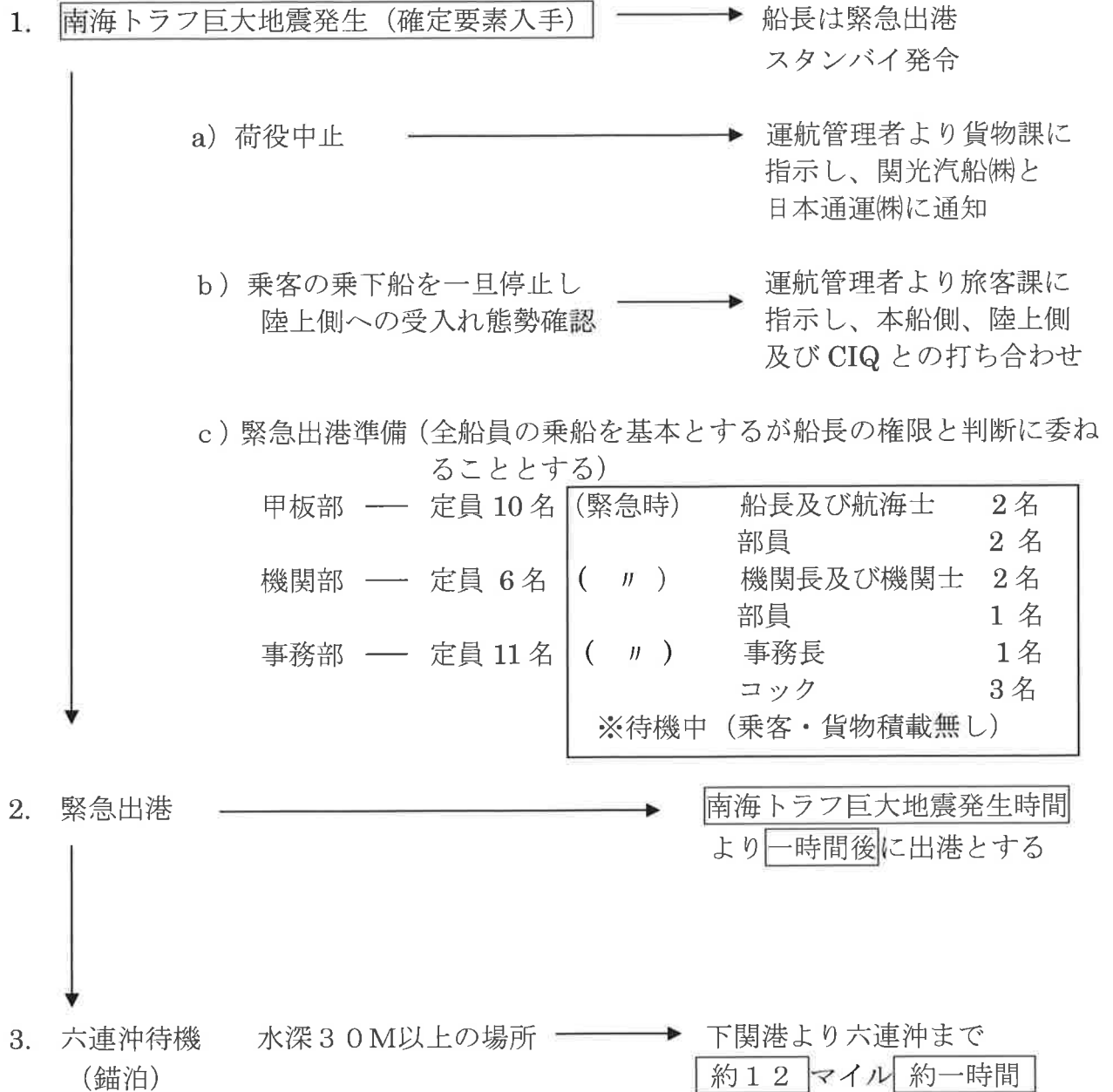
- ┌ ・②－a－① 下船中と同様
- └ ・

②－b（待機中）

- ・六連沖避難のため緊急離岸

※ 弊社は外航定期航路（下関～釜山）として運航しており、乗客の約80％が韓国人乗客という輸送の為、避難に関し十分な説明等考慮した対応が必要。

本船タイムスケジュールと距離等



「はまゆう」として、南海トラフ巨大地震発生に伴い、航路輻輳等の可能性が大きい場合、地震発生時間より、2 時間後には六連沖に到着を原則とする。

※ 関門港長命令（合同指針より）

津波警報以上が発表された場合

- ・ 西側向けの一方通行
- ・ 彦島南方向から 180 度に引いた線以東の関門港内の航行禁止（地震発生後 2 時間 30 分から当分の間）

チェックリスト

(1) 確定要素情報等

- ☐ 地震発生時間 時 分
- ☐ 震源地が南海トラフ
- ☐ 大津波警報・津波警報・津波注意報以上が発令
又は震度 5 弱以上の観測
- ☐ 情報入手後、運航管理者へ連絡 時 分

(2) 緊急出港スタンバイ発令 時 分

- ☐ 発令内容: 南海トラフ地震発生 緊急出港スタンバイ

本船は 時 分に緊急出港予定(発生時間より 1 時間後)
各部署主任者は準備出来次第報告

(3) 各部署指示・確認

- a) 事務部
 - ・地震発生を感じた場合、乗客乗下船一旦停止
 - ・乗客タラップ架設状態から陸上側へ格納する
 - ・余震等の確認
 - ・陸上側への受入れ態勢確認後、旅客へ周知
 - ・全旅客の下船開始
 - ・乗船者の有無確認後、船長報告
 - ・出港準備スタンバイ完了報告
- b) 甲板部
 - ・荷役中であれば荷役の中止後ランプドア格納
 - ・貨物残数確認船長報告
 - ・固縛実施(スロープに有る貨物等)
 - ・補水実施中であれば中止
 - ・運航に係る修理等実施中であれば、船長へ復旧等の見込み時間通知
 - ・出港スタンバイ準備完了報告
- c) 機関部
 - ・補油及び廃油陸揚げ中であれば中止
 - ・主機等の機関整備中等であれば船長へ復旧等の見込み時間通知
 - ・出港スタンバイ準備完了報告
- d) 共通
 - ・船用品業者・清掃業者への下船通知・確認
 - ・各部乗組員乗船者報告

(4) 緊急出港

- ラインマン確認
- 運航管理者に緊急出港準備完了報告

(5) 六連沖(錨泊) ————— 錨泊完了を運航管理者へ報告(FAX 等にてポジションも含めて)

第四章 社内の役割分担

<本船の避難>

- 南海トラフ巨大地震（確定要素）の情報入手後の緊急離岸にあたっては、船長指揮の下、以下の手順に従い離岸作業を実施する。

避難場所：六連沖 水深30m以上の場所

<船舶の避難要領（着岸中）>

- ① 船長は「緊急出港スタンバイ」を発令し、全乗組員に出港準備を指示する。
 - ・津波に関し時間的余裕があるため「落ち着いた行動」を指示・徹底する。

- ② 各部署準備

甲板部：荷役中の場合は直ちに中断する。

：通常の出港作業手順書に基づき出港準備。

機関部：通常通り出港準備

事務部：旅客及び業者全員の下船を確認し、船長に報告。

：乗下船中の旅客については、全員を陸上側への避難誘導とする。

：誘導にあたっては「標準非常部署」手順の要領に基づき実施するが、今回は「身の回り品の携帯を認める対応」となるため誘導時十分に注意。

- ③ 外的要因等にて船舶が出港できない場合

要因 {

- ・強風時、タグボートが手配できず、操船不能の場合
- ・機関を開放整備中等であり、主機等の使用が不可の場合

- ・運航管理者と打合わせ、船体放棄を決定した場合、係留強化の措置を実施し、関係機関（海上保安部及び港湾管理者）に通知後、船員全員避難する。

<本船からの旅客避難>

- 旅客の乗下船中の場合、船長は事務長に直ちに「ターミナルへの下船誘導準備」を指示し、事務長は会社側の受け入れ体制が整い次第下船させる。運航管理者指示は、以下の手順に従い、「ターミナルより下関市指定の避難場所へ」旅客等の避難案内・誘導にあたる。

- a) 旅客等を避難・誘導する場合は、下関市指定場所 日和山公園とし、避難経路、誘導体制は下記の通りとする。
 - ・ターミナル内の避難経路及び誘導体制（別図）
 - ・ターミナルから下関市指定の避難場所への避難経路及び誘導体制（別図）
- b) 避難案内・誘導
（案内放送等と避難経路図により誘導する）
 - ・陸上職員は、ターミナル旅客に対し、案内放送（拡声器等）により、日和山公園までの避難を案内するとともに、誘導員は避難経路図を持参する。
- c) 下関国際ターミナルでの避難が可能と下関市港湾局が判断した場合は、ターミナルでの待機とする。
- d) 案内関係
 - ・旅客に対する船内放送は、以下の文言により行なう。（日・韓・英文作成）

①	「緊急です。ただ今地震情報を入手しました。 直ちに客室に戻り次の指示があるまで待機して下さい。」 （地震が大きく、津波が想定される場合） 「津波が想定されますが、係員の指示があるまで客室にて待機して下さい。」 （地震情報の提供） 「ただいまの地震は、震源地は南海トラフ沖でマグニチュード〇〇でした。下関市（ターミナル所在地）の震度は〇〇でした。 ターミナルの被害は現在調査中です。」 南海トラフ地震発生による津波到着予想は〇〇時〇〇分後の予想の為、落ち着いて係員の指示に従ってください。
②	（津波避難について） 事務長は、陸上職員と協力のもとターミナルへの旅客避難・誘導を開始する。

●ターミナルから旅客等に対する避難行動

<陸上>

(地震発生時の対応について)

- ・陸上職員は、地震発生時は、身体の安全を図るとともに、大きな揺れが収まった後、ターミナル旅客に対し、館内放送等により落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止、エレベーターの使用禁止等と呼びかけるとともに、パニック防止に努める。

- ・旅客等に対するターミナル館内放送、以下の文言により行なう。

①	「緊急です。ただ今地震情報が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」 (地震が大きく、津波が想定される場合) 「津波が想定されますが、係員の指示があるまで今の場所にて待機して下さい。」 (地震情報の提供) 「ただいまの地震は、震源地は南海トラフ沖でマグニチュード〇〇でした。下関市（ターミナル所在地）の震度は〇〇でした。 ターミナルの被害は現在調査中です。」 南海トラフ地震発生による津波到着予想は〇〇時〇〇分後の予想の為、落ち着いて係員の指示に従ってください。
②	(津波避難について) 大津波警報又は津波警報を入手後、陸上職員は本船よりの旅客及びターミナル旅客の避難を案内誘導し、自らも避難する。

<共通>

- ・旅客に対する案内文については、放送機器がある場所に例文（日・韓・英）掲示（空欄の個所は情報入手後記載）し、いつでも案内可能とする。

<その他>

- ・ターミナル旅客の避難誘導にあたる陸上職員は、旅客避難誘導時腕章等を着用する。
- ・ターミナル旅客に対する避難誘導員以外の陸上職員及び下船した本船乗組員は、自らも直ちに、日和山公園に避難を開始する。
- ・陸上職員の最後の避難者は、社内電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓が閉まっていることを確認する。

第五章 食料等の備蓄体制

<本船>

a) 食料：通常時の食料関係残庫状況

米：150 kg

その他（肉、魚、野菜、乾物等）

下関～釜山 片道 500 名（旅客・船員）乗船して

〔 朝・昼・晩 3 食 緊急事態として
簡単なメニュー等にて対応 〕

b) 燃料：通常時の残油状況

A 重油：15 kℓ

C 重油：40 kℓ

・下関→釜山 片道使用量

〔 A：約 1 kℓ使用
C：約 12 kℓ使用

c) 清水：通常時の残水状況

残水：約 200 トン

・下関～釜山
片道使用量

〔 500 名（旅客・船員）乗船として
約 122 トン使用

<陸上>

下関市は、南海トラフ地震における本船接岸場所の細江 18 号岸壁付近は、津波による浸水深 30 cm 未満のため避難対象外区域としており、弊社としては食料等の備蓄は実施しない。（下関市南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく）

第六章 訓練及び演習の実施

●演習 関係機関合同：事前打合せにて対応を決めておく

本船より乗客乗下船時を想定し、関係機関と連携した旅客の避難案内・誘導及び緊急離岸訓練を年一回実施する。（情報伝達訓練又は模擬訓練）

●地震・津波対策本部（安全管理規程の事故対策本部）

事故対策本部及び職務分掌の内容の内「事故」を「地震・津波」と読み替える。

●非常連絡表の作成（別図）

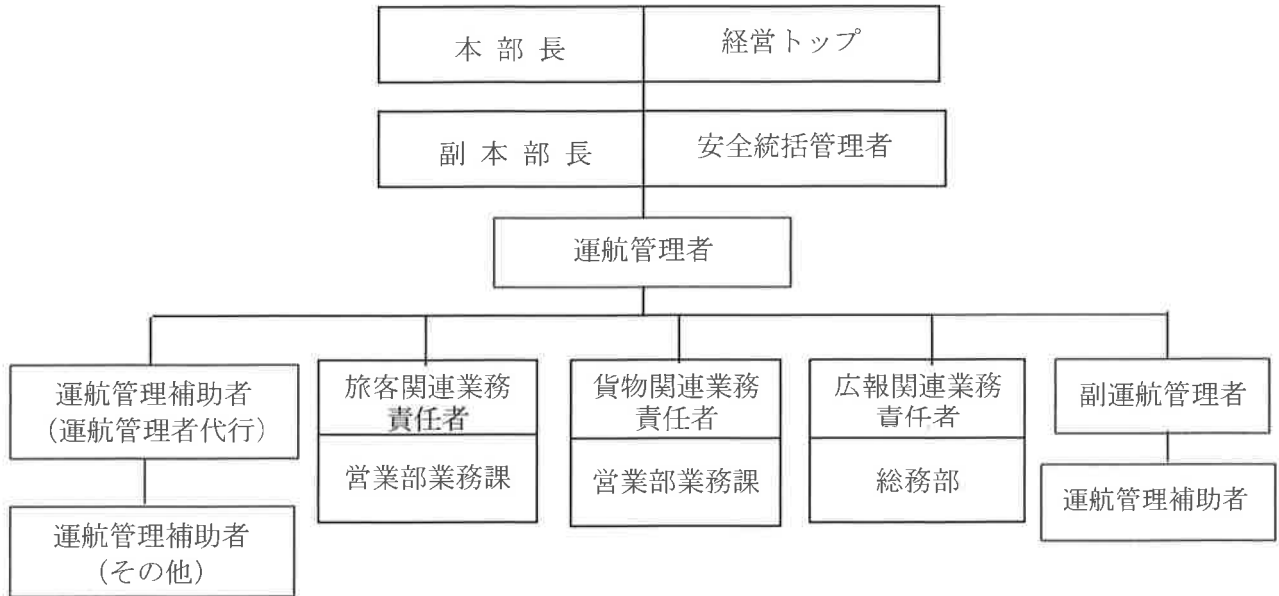
- ・最新の組織に適合するよう維持する。

第4章 事故対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 事故対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

事故対策本部（安全管理手引書参照）



- ・ 対策本部を本社に設置する。
- ・ 外地での発生について、対策本部は副運航管理者を指揮し、協力をあおぐものとする。
(尚、状況によって、経営トップは運航管理者に外地への派遣を命令する。運航管理者はその場合運航管理者代行に対策本部での業務を引継ぐものとする。)

(職務分掌)

第13条 事故対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び所掌業務は次のとおりとする。

1. 事故対策本部員の職務（安全管理手引書参照）

本部長 (経営トップ)	本部長は事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し本部員を指揮、監督する。
副本部長 (安全統括管理者)	本部長の定める基本方針に従い本部員を指揮して本部長を補佐するとともに本部長が指揮をとれない場合はその役職を代行する。
運航管理者	船舶の事故発生時の対応全般を統轄し、経営トップにより事故対策本部が設置されるまでは、それに責任を有する。また、事故の第一報受信者として必要な情報の入手・関係先通報を担当すると共に、事故対応措置の実務を遂行する。 事故に関連する船体・機関室等の損傷対応の為の諸手配業務並びに技術支援業務を担当し、それらに責任を有する。
運航管理補助者 (運航管理者代行)	運航管理者を補佐する。 事故に起因した乗下船者の手配業務、乗組員の家族への連絡等の船員関連支援業務を実施し、それらに責任を有する。
運航管理補助者(その他)	運航管理者を補佐する。
旅客関連業務責任者	運航管理者を補佐し、被災者およびその近親者の対応業務を担当し、それらに責任を有する。
貨物関連業務責任者	運航管理者を補佐し、車両、貨物及び郵便物の損傷及び紛失の状況把握及びそれらに対する補償に関する業務を担当し、それらに責任を有する。

広報関連業務責任者	各種情報の収集及び社内外に対する事故情報の提供に関する業務全般を担当し、それらに責任を有する。
副運航管理者	本部長の諮問に応じ、現地事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、運航管理者を補佐する
運航管理補助者 (副運航管理者代行)	副運航管理者を補佐する。

2. 対策部員の所掌業務

運 航 管 理 者	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ② 救難計画の立案及び実施に関する事。 ③ 船長への連絡及び指示に関する事。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤ その他救助に必要な事項に関する事。
運航管理補助者 (運航管理者代行)	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ② 救難計画の立案及び実施に関する事。 ③ 船長への連絡及び指示に関する事。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤ その他救助に必要な事項に関する事。 ⑥ 事故に起因した乗下船者の手配業務、乗組員の家族への連絡等の船員関連支援業務を実施し、それらに責任を有する。
運航管理補助者(その他)	運航管理者を補佐する。
旅客関連業務責任者	① 被災者の身元確認及び被災者名簿の作成に関する事項。 ② 被災者の近親者対応に関する事項。 ③ 運賃の払い戻しに関する事項。 ④ 旅客に係わる補償に関する事項（携帯品の免税品の扱いに注意） ⑤ 手荷物に関する事項。 ⑥ その他旅客に関する事項。
貨物関連業務責任者	① 車両、貨物及び郵便物（以下貨物等と略す）の損傷及び紛失状況の把握、並びに顧客対応に関する事項。 ② 貨物等の引渡しに関する事項。 ③ 貨物等に係わる補償に関する事項。 ④ その他貨物等に係わる事項。
広報関連業務責任者	① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事項。 ② 被災者の近親者への事故情報の提供に関する事項。 ③ 報道関係者への事故情報の提供に関する事項。 ④ その他事故に係わる広報に関する事項。
副運航管理者	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 ② 救難計画の立案及び実施に関する事。 ③ 船長への連絡及び指示に関する事。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関する事。 ⑤ その他救助に必要な事項に関する事。
運航管理補助者 (副運航管理者代行)	副運航管理者を補佐する。

第七章 その他

対応方策の内容

多々想定し得る各種事態への対応方策について、人命優先が第一の基本的考え方
の下、今後下記事項を検討する。

① 今後の社内検討

- ・避難場所へ誘導した旅客の人数等の確認（CIQ との外国人旅客の対応含む）
- ・避難時に負傷者が発生した場合の対応（外国人旅客の対応含む）
- ・予約客への運航中止等の周知
- ・「引返し航海」発生時、受入れ側の韓国側の対応についても確認（旅客・貨物）

② 訓練等を通じ対策の見直しや具体化に努める

<関係機関等との協議>

- ① 乗客乗下船中の旅客避難に関し、船舶の避難時は全員を陸上へ避難誘導する
ため関係機関（港湾局及び CIQ）との事前検討、及び演習の実施時期・頻度
等打合せの実施。（現在、国土交通省にて各省庁（CIQ）へ打合せ中）

- ② 下関市港湾局にて、次の地震対策についての対応が示された後、下記事項
確認し見直し等を実施する。

- ・国際ターミナルの耐震性
- ・国際ターミナルには非常電源が無いため、今後に向けての検討
- ・岸壁の耐震性（乗客タラップ及び可動橋含む）

- ③ 係留強化の措置を講ずるにあたっては、着岸岸壁の強度及び係留力（津波
・流速等を勘案した係留力）を下関市港湾局と事前に検討する必要がある。

- ④ 貨物については、韓国の引き返し及び荷役途中での避難となった場合、船内
には通関前・通関後の貨物がある為、税関及び通関業者（関光・日通等）との
事前打合せの実施